

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援をすぐに受けられない状況にある。そこで、依存症対策を総合的に行うために、以下の事業を行う。 ① 拠点機関を中心とした治療・支援 依存症治療拠点機関を中心に、依存症患者への治療、治療プログラムの普及を行う。 ② 研修会の開催や普及啓発 県内の精神科病院の従事者等を対象とした研修会を実施し、依存症患者や家族、一般の方に対し、治療機関や相談機関の設置状況などを普及啓発する。 ③ 医療機関受診後の患者支援 医療機関が民間団体と連携を図り、依存症患者が継続的な支援を受けることができるよう、医療機関受診後の患者支援に係る事業を実施。医療機関での治療が完了した後での支援を強化し、民間支援団体との連携を深めることで、回復支援の効率の向上を目指す。 県内全域の精神科病院に依存症治療・回復支援の取組を促進するには、依存症治療に対する専門的知識やスキルを有し、県内全域の精神科病院を取りまとめることができる組織力を有する必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 依存症治療拠点と連携しながら、県内全域の精神科病院に対して、幅広く依存症治療や治療プログラムの普及等を行える者は、県内で唯一精神科病院をとりまとめる団体である岐阜県精神科病院協会のほかない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。